

2025年1月8日
朝日生命保険相互会社

「保険契約者代理特約」の約款改定について（2025年4月）

朝日生命保険相互会社（社長：石島 健一郎）は、「保険契約者代理特約」について、下記のとおり約款を改定いたします。

記

1. 改定日

2025年4月2日（水）

2. 対象商品

「保険契約者代理特約」

3. 改定内容

「保険契約者代理特約」について、約款規定の明確化の観点から、重大事由による解除に関する条項を新設いたします。

※詳細は、**別紙**をご確認ください。

4. その他

この度の改定は、現在ご加入いただいている契約に適用されますが、お客様による契約変更等のお手続きの必要はございません。

また、この度の改定に伴う保険料の変更はありません。

以 上

約款の改定内容

第4条の次に以下の第5条を新設いたします（旧第5条以下を1条ずつ繰り下げます）。

また、補足説明があるときは、同様に1条ずつ繰り下げます。

第5条 重大事由による解除

1. 会社は、保険契約者代理人が、次のいずれかに該当するときは、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ①他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ②保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 重大事由による解除の通知については、第6条（告知義務違反または重大事由による解除の通知）の規定を準用して取り扱います。